

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成29年5月2日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣

新潟県監査委員 高 橋 猛

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市江南区稲葉1丁目5番12号 吉村 美二
新潟市江南区 (略)

2 請求の要旨

(1) 新潟県政務活動費の交付に関する規程（平成13年新潟県議会規程第1号。以下「規程」という。）別表第2によると、広聴広報費は「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」となっているのに、佐藤純県政通信vol.23の表紙にはデカデカと佐藤純県政通信としているが、写真を見てもマイクに向かっているが内容がさっぱりわからないから県政通信となっていない。特に、2ページにある自民党県連大会は関係ない。建設公安委員会視察は該当する。また、3ページには12か所の写真と簡単な文章があるが、後援会の活動が主で県政通信といえない。

1ページから4ページには写真が20か所あるが、広聴広報活動に該当すると思われるものはたったの4か所しかないから約2割である。また、4ページには「COLUMN JUN!」があるが県政通信ではない。したがって、佐藤純県政通信vol.23は後援会や個人主体であるから、誰がみても県政通信とはいえない。

なお、3ページには「他にもまだまだあります」と記載しているが、県政通信のパンフレットでありながら県政関係がこれしかない。ほかにあるのは後援会関係だけである。

(2) 政務活動費を使って有権者に配布したが県政通信とはいえないので、448,897円の返還を求めるが、あえて写真の約2割が県政通信とするなら、 $448,897 - 448,897 \times 0.2 = 359,118$ 円の返還を求めることを、知事に対して勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成29年2月22日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成29年4月6日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出及び本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

第3 監査委員の除斥

本件監査は、法第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員を除斥して行った。

第4 監査の実施

1 監査の対象

平成27年度に佐藤純議員に交付された政務活動費（広聴広報費）が、違法又は不当な公金支出に当たるかどうかを監査の対象とした。なお、平成27年度の政務活動費が充当された佐藤純議員の広報誌は、佐藤純県政通信vol.22及びvol.23の2誌（以下「本件広報誌」という。）である。

本件監査を行うに当たっては、新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）、規程及び新潟県議会が定める「政務活動費の手引」並びに請求人の主張等を踏まえて実施することとした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）

第5 監査委員の交替

平成29年3月31日監査委員野上信子の退任により、同年4月1日新たに栗山和廣が選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 政務活動費の概要

① 交付対象及び交付額

ア 交付対象（条例第1条、第2条）

政務活動費は、県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員に対し交付される。

イ 交付額（条例第3条、第4条）

(ア) 会派（所属議員1人当たり） 月額 66,000円

(イ) 議員 月額 264,000円

② 交付事務手続の流れ

ア 会派の届出（条例第5条）

(ア) 会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者は議長に会派結成届を提出しなければならない。

(イ) 会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を提出しなければならない。

イ 知事への通知（条例第6条）

(ア) 議長は、政務活動費の交付を受ける会派及び議員について、毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。

(イ) 議長は、年度の中途において会派又は議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

ウ 交付決定（条例第7条）

知事は、議長から条例第6条による通知を受けたときは、政務活動費の交付決定（変更交付決定）を行い、会派及び議員に通知しなければならない。

エ 請求及び交付（条例第8条）

(ア) 会派の代表者及び議員は、毎月15日までに当該月分の政務活動費を知事に請求する。

(イ) 知事は、請求があったときは速やかに政務活動費を交付する。

オ 収支報告書の提出（条例第10条、規程第5条）

(ア) 会派の代表者及び議員は、政務活動費の収支報告書を年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(イ) 会派が消滅した場合及び議員が任期満了等により議員でなくなった場合は、その日の翌日から起算して60日以内に提出しなければならない。

(ウ) 議長は、提出された収支報告書の写しを知事に送付する。

カ 議長の調査（条例第11条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う。

キ 残余金の返還（条例第12条）

会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、返還しなければならない。

ク 収支報告書の閲覧（条例第13条、規程第7条）

収支報告書は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、文書保管室内の閲覧コーナーで閲覧することができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

① 政務活動費の使途基準

ア 政務活動費の使途（条例第9条）

会派及び議員は、政務活動費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（規程第4条）

(ア) 会派分（規程別表第1）

項目	内容
----	----

調 査 研 究 費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広 聴 広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は例示

(イ) 議員分(規程別表第2)

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広 聴 広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は例示

② 政務活動費の手引

ア 作成の経緯

新潟県議会では、平成19年2月議会における条例の改正により政務調査費の収支報告書に領収書の添付が義務付けられたことを機に、より一層の適正執行を期すため、全国都道府県議会議長会の「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（平成13年8月20日）を基本として、適正執行に当たっての使途基準の具体的内容や運用の指針等を取りまとめた「政務調査費の手引」を作成し、平成19年度分から政務活動費を支出するに当たっての参考・拠り所としている。

イ 作成年月

平成19年10月（平成22年6月、平成25年3月、平成27年4月一部改訂）

なお、平成25年3月に「政務調査費の手引」から「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）に名称を変更した。

ウ 手引の主な記載内容

(ア) 政務活動費制度の概要

- a 交付対象と交付額
- b 交付上の諸手続
- c 交付上の諸手続フロー図

(イ) 政務活動費の使途基準

- a 使途基準（規程別表に定める使途基準）
- b 使途基準の具体的内容（例示）及び支出費用

(ロ) 使途基準の運用指針

- a 実費支出の原則
- b 按分による支出
- c 政務活動費から支出できない経費
- d 支出項目ごとの考え方

(ハ) 政務活動費の収支報告

- a 収支報告書の作成
- b 収支報告書の提出
- c 証拠書類の整理保管
- d 収支報告書の閲覧

(ニ) 資料集

- a 条例等関係例規
- b 各種様式及び記載例

③ 広聴広報費の使途基準等

政務活動費のうち広聴広報費の使途基準等は次のとおりである。

ア 規程別表に定める使途基準

前記①のイ(ア)及び(イ)の該当項目の欄のとおり

イ 使途基準以外の手引の記載

(ア) 使途基準の具体的内容（例示）及び支出項目

a 会派分

項目	具体的内容（例示）	支出費目
広聴広報費	◇広報紙等の作成、配付に係る経費 ◇政策をPRするパンフレット等の作成、配付に係る経費 ◇ホームページの開設、維持に係る経費 ◇議会活動、県政に係る政策等の街頭広報活動に係る経費 ◇アンケート調査等の県民、地域住民等からの意見聴取に係る経費	・印刷製本費 ・送料（切手代、折り込み料） ・ホームページの作成、更新委託料 ・交通費（鉄道賃、船賃、車賃（バス代、タクシー代、ガソリン代）など） ・有料道路料金、駐車料金 ・自動車リース、レンタル料

b 議員分

項目	具体的内容（例示）	支出費目
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ◇県政報告等広報紙の作成、配付に係る経費 ◇政策をPRするパンフレット等の作成、配付に係る経費 ◇ホームページの開設、維持に係る経費 ◇議会活動、県政に係る政策等の街頭広報活動に係る経費 ◇アンケート調査等の県民、地域住民等からの意見聴取に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 ・送料（切手代、折り込み料） ・ホームページの作成、更新委託料 ・交通費（鉄道賃、船賃、車賃（バス代、タクシー代、ガソリン代）など） ・有料道路料金、駐車料金 ・自動車リース、レンタル料

(イ) 広聴広報費に関する使途基準の運用指針（関係部分の抜粋）

<p>(2) 按分による支出</p> <p>ア 会派及び議員の活動は議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動など多彩であり、一つの活動が渾然一体となっていることが多く、調査研究その他の活動を明確に区分することは困難です。</p> <p>イ このため、政務活動費は、特に、「事務所費」「事務費」「人件費」等の全額に支出することは不相当であり、各活動の実績に応じ按分した額を支出することとなります。</p> <p>ウ 適用する按分割合は、会派又は議員個々の活動実績により異なるため、一律にその割合を示すことは適当でないことから、会派又は議員の責任において、それぞれの活動実態に応じ、合理的に説明できる割合を決めることとなります。</p> <p>(3) 政務活動費から支出できない経費</p> <p>政務活動費は、調査研究その他の活動に要する経費に支出するもので、それ以外の活動に要する経費を支出することはできません。</p> <p>政務活動費から支出できない経費の具体例は下記のとおりです。</p> <p>ウ 後援会活動経費への支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 後援会活動費用 ② 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送費用 ③ 後援会主催の報告会等の開催経費 ④ 後援会主催の県政報告会開催経費 など <p>(4) 支出項目ごとの考え方</p> <p>オ 広聴広報費</p> <p>広報紙及びホームページ等の内容に後援会活動の内容が含まれている場合は、占有割合等により按分した額を充当する。</p> <p>（証拠書類） 当該経費の領収書</p>
--

(3) 議会事務局における広聴広報費の審査

議会事務局は、会派の代表者及び議員から議長に提出された収支報告書及び領収書等の添付書類について審査を行い、広聴広報費の使途基準及び手引の記載に合致した支出であるかを確認している。

なお、広聴広報費を支出して作成された成果物については、条例、規程及び手引のいずれにも提出義務を定める規定はなく、提出を求めている。

報告内容の確認は、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて広聴広報費として支出された経費が使途基準及び手引の記載に合致したものであることを直接議員との面談により確認している。

(4) 佐藤純議員に係る平成27年度広聴広報費

① 政務活動費支出に係る諸手続の経過

年月日	事項
平成 27 年 4 月 1 日	議長が政務活動費の交付を受ける議員（佐藤純議員を含む 49 議員）について知事へ通知（条例第 6 条）

	知事が政務活動費の交付について交付決定を行い、議員（佐藤純議員を含む49議員）に通知（条例第7条）
4月15日	知事が佐藤純議員からの請求に基づき平成27年4月分の政務活動費を交付（条例第8条）
4月28日	議員の改選に伴い、議長が改選後に政務活動費の交付を受ける議員（佐藤純議員を含む53議員）について知事へ通知（条例第6条）
5月1日	知事が政務活動費の交付について交付決定を行い、議員（佐藤純議員を含む53議員）に通知（条例第7条）
平成27年5月～ 平成28年3月	知事が佐藤純議員からの毎月の請求に基づき政務活動費を交付（条例第8条）
平成28年5月30日	佐藤純議員が議長に平成27年度交付分に係る政務活動費収支報告書を提出（条例第10条）
8月23日	佐藤純議員が平成27年度に交付を受けた政務活動費のうち残余額826,528円を知事に返還（条例第12条）

② 政務活動費収支報告書等（広聴広報費関係分の内容）

ア 平成27年度政務活動費収支報告書

(7) 支出額 448,897円

(4) 内 容 広報誌作成料（新聞折り込み料含む。）

イ 領収書等の添付書類

様式 記載事項	整理番号	1
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）作成料 （新聞折り込み料含む）
	充 当 額	208,000円 （416,000×1/2=208,000円）
領 収 書	按 分 割 合	1/2
	日 付	平成27年6月22日
	宛 名	佐藤純後援会
	金 額	416,000円
	但 し 書	県政通信、折込代金

様式 記載事項	整理番号	2
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）折込代金差額分
	充 当 額	12,023円 （24,047×1/2=12,023.5円）
領 収 書	按 分 割 合	1/2
	日 付	平成27年6月29日
	宛 名	佐藤純後援会
	金 額	24,047円
	但 し 書	折込代金差額分として

様式 記載事項	整理番号	3
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）作成料 （新聞折り込み料含む）
	充 当 額	216,000円 （432,000×1/2=216,000円）

	按 分 割 合	1 / 2
領 収 書	日 付	平成 28 年 1 月 20 日
	宛 名	佐藤純後援会
	金 額	432,000 円
	但 し 書	県政通信印刷代、折込代

様 式 記 載 事 項	整 理 番 号	4
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）折込代金差額分
	充 当 額	12,874 円 (25,748 × 1 / 2 = 12,874円)
	按 分 割 合	1 / 2
領 収 書	日 付	平成 28 年 3 月 15 日
	宛 名	佐藤純後援会
	金 額	25,748 円
	但 し 書	折込代金として

③ 広聴広報費支出に係る審査

議会事務局は、平成28年5月30日に佐藤純議員から議長に提出された平成27年度交付分に係る政務活動費収支報告書及び領収書等の添付書類について、平成28年5月30日から7月29日までの期間に以下のとおり審査を行い、適正と認めた。

ア 政務活動費収支報告書及び領収書等の添付書類から、報告された支出が県政報告の広報誌の作成等に係る経費であって、広聴広報費の使途基準及び手引の記載に合致した支出であることを確認した。

なお、前記(3)のとおり、成果物については提出義務を定める規定がなく、確認は行っていない。

イ 前記(2)の③イ(イ)のとおり使途基準の運用指針では、議員の活動自体は一般的に議会活動と政党活動、選挙活動、後援会活動とが渾然一体となっていることから、明確な区分が困難なものに係る政務活動費の支出については按分によることとされている。このため、佐藤純議員から提出された領収書等の添付書類で按分割合を2分の1と設定していることを確認し、後援会活動と県政報告を合わせた広報誌であるものと認めた。

ウ 本件領収書の宛名は佐藤純後援会とされていたが、広報誌に議会活動及び県政に関する政策等の記載を含む場合には、後援会活動以外の要素も含まれるので、その部分については政務活動費の充当が可能とされており（同旨の平成25年9月27日東京高等裁判所判決がある。）、本件領収書においては、但し書が「県政通信印刷代、折込代」などとされていたことから、後援会活動の内容だけでなく県政報告の内容も含まれているものと認めた。

エ 佐藤純議員が按分割合を2分の1と設定したことについては、県政通信の内容を踏まえて設定した旨を議員本人に口頭で確認し、議員の責任において、手引の規定に則り、活動実態に応じ、合理的に説明できる按分割合を設定したものと認めた。

オ 東京都品川区公文書非開示処分取消等請求事件において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とする平成21年12月17日最高裁判所判決もあることから、制度上、個別の按分割合の適正さについて審査判断することまでは予定されていないと考えている。

2 判断

政務活動費については、法第100条第14項の規定に基づき、条例の定めるところにより交付することができることとされており、本県では条例第9条第2項の規定により、議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならないとしている。新潟県議会においては、規程第4条及び別表で使途基準を定め、更にその運用指針として手引を作成している。

監査委員は、これらを踏まえ、前記1で確認した事実関係に基づき、請求人の主張について判断する。

請求人は、前記第1の2のとおり、佐藤純議員の広報誌は内容が県政通信となっておらず広聴広報費として支出できないことなどを主張している。

しかし、前記1の(4)のとおり、議会事務局は、本件支出が使途基準及び手引に合致したものであることを確認するとともに、佐藤純議員が本件広報誌の内容を踏まえ按分割合を2分の1と設定した旨を議員本人に確認している。前記の最高裁判所判決が、原則として、議員の政務活動の具体的な内容等に対し、執行機関による立ち入った使途制限適合性の審査を予定していないと解される旨判示していることを考え合わせると、本件支出に係る議会事務局の審査について、不適切な点はなかったものと認められる。

以上により、本件広報誌に係る請求人の主張には理由がないものと判断する。

第7 監査委員からの要望

政務活動費は、議員の政務活動に資するために交付されるものであり、議員の自主性、自律性が尊重されるものであるが、一方で公金の支出であり、その使途について社会的関心が高まっていることから、県民に対する一層の説明責任が求められている。県議会においては、広聴広報費を含む政務活動費について透明性を更に高めていくよう努められたい。